

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項(1)

項目	東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	六ヶ所村	現状と課題
リスク情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 高瀬川において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高瀬川河川事務所のHP等で公表している。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションについて、支川等を含めたものになっていないため、適切な防災行動に対して懸念がある。 		-					①想定最大規模の浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションについて、支川等を含めたものになっていないため、適切な防災行動に対して懸念がある。
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 災害発生時の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。 		<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 				②洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 上述と合わせ、三沢市・東北町・六ヶ所村と避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。 		<ul style="list-style-type: none"> (1)避難準備情報 小川原湖観測所の計測水位が避難判断水位(1.65m)に到達したとき。 (2)避難勧告 小川原湖観測所の計測水位がはん濫危険水位(1.70m)に到達したとき。 (3)避難指示 浸水被害等が発生したとき。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルで発令基準を定めているが、それを的確に運用していくためには定期的な訓練を継続していく必要がある。 災害時の混乱の中で国・県からの防災情報を見落とし、見過ごしてしまわないような情報収集・共有体制の構築が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告・指示等の具体的な発令基準を策定するよう市町村に指示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■高瀬川(小川原湖)小川原湖観測所 ■高瀬川(七戸川)七戸観測所 ■高瀬川(赤川)乙供観測所 <p>避難準備情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 ②当時に洪水警報が発表した場合。 <p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水位が避難判断水位に達した場合。 ②河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある破災等)を確認した場合。 ③河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認した場合。 <p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位に達した場合。 ②破堤を確認した場合。 <p>※避難勧告等は、以上の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下記観測所において避難判断水位基準及び下記状況を踏まえ発令する。 ○高瀬川(七戸川)・七戸水位観測所 水位:2.0m→避難準備情報 避難判断水位:2.5m→避難勧告 氾濫危険水位:2.9m→避難指示 ○赤川・乙供水位観測所 水位:3.3m→避難準備情報 避難判断水位:3.8m→避難勧告 氾濫危険水位:4.2m→避難指示 <p>※避難勧告等は、以上の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③避難勧告等の具体的な発令基準を整理する必要がある。 ・深夜、早期の避難勧告発令の見極めが困難。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。
							<ul style="list-style-type: none"> (課題) 避難勧告等の具体的な発令基準を整理する必要がある。 ・深夜、早期の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・避難勧告・情報伝達等において、外国人への対応も考えなければならない。 	④災害時の混乱の中で、国・県からの防災情報を見落とし、見過ごしてしまわないような情報収集・共有体制の構築が必要である。
							<ul style="list-style-type: none"> ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害等の対応もしているため、外国人への対応も考えなければならない。 	⑤避難勧告・情報伝達等において、外国人への対応も考えなければならない。
							<ul style="list-style-type: none"> ・特に深夜、早期の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害等の対応もしているため河川のみを注視できない。 	⑥基準を的確に運用していくためには、定期的な訓練が必要である。
							<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルで発令基準を定めているが、それを的確に運用していくためには、定期的な訓練を継続していく必要がある。 	⑦避難場所への対応として、職員派遣の移動経路の検討や避難場所への情報提供が必要である。
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 			<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内に住家がないので想定していない。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし(浸水想定区域に住家がないため) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害種別毎に指定避難所及び指定避難緊急場所の指定・公示を行うよう市町村に指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 東北町洪水ハザードマップにより周知(避難経路については、表示がない) <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要がある。 ・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 七戸町洪水ハザードマップにより周知(避難経路については、表示がない) <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要がある。 ・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦避難場所への対応として、職員派遣の移動経路の検討や避難場所への情報提供が必要である。 ・避難場所への職員派遣に伴う移動経路。 ・避難場所の現況の情報提供。
							<ul style="list-style-type: none"> (課題) 避難経路の策定及び整備 避難場所の現況の情報伝達 	⑧避難経路の策定及び整備
							<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要がある。 ・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 	⑨避難経路の策定及び整備

①情報伝達、避難計画等に関する事項(2)

項目	東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	六ヶ所村	現状と課題		
住民等への情報伝達の体制や方法			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が避難勧告等を発令した場合、放送事業者に対し、放送による協力要請を行っている。 ・青森県防災HPにより、住民へ周知をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、迅速かつ的確に住民に周知できるようにおおむね次の方法で伝達している。 ・防災行政無線 ・エリアメール ・防災メール ・ケーブルテレビ ・ホームページ ・アラート ・広報車 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示を発令した場合は、町防災行政無線、広報車、消防車、町職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・エリアメール ・町のホームページ ・防災行政無線 ・広報車、消防団の消防車 ・アラート 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めてはいない。出水状況により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・(課題) ・時間帯(早朝・深夜)における情報伝達体制の整理 ・外国人への対応 ・消防団の巡回マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨情報伝達の手段は複数確保しているが、運用する方法や人員が整備できていない。 ・避難情報の伝達手段は複数確保しているが、一つ一つ個別に入力作業が必要で人員と時間がかかる。 ・時間帯(早朝・深夜)における情報伝達体制の整理。 ・エリアメールの配信には、携帯会社ごとに入力の必要があり最低三人の人間が必要。 ・消防団の巡回マニュアルの作成 	I	
								<ul style="list-style-type: none"> ・(課題) ・防災行政無線は、豪雨時の両音で聞き取れない恐れがある。 ・アラートによる情報発信を確認したことがない。 ・エリアメールの配信には、携帯会社ごとに入力の必要があり最低三人の人間が必要。 ・避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方法や人員の整備ができていない。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民への周知ができていないのか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩浸水想定区域内には住家がないことから防災行政無線を設置していないが、区域内にある事業所、湖畔一時滞在者、通過する自動車の運転手等への情報伝達が必要。 	J
								<ul style="list-style-type: none"> ⑪複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民に周知できていない恐れがある。 ・防災行政無線は、豪雨時の両音で聞き取れない恐れがある。 ・アラートによる情報発信を確認したことがない。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、すべての住民に周知できていないのか不明。 	K	
避難誘導体制			<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内に住家がないので特に体制は決められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めてはいない。出水状況により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・(課題) ・消防団員への周知方法 ・避難経路の策定及び整理 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていない。 ・消防団員への周知方法 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携しても人員が不足する恐れがある。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 	L	
								<ul style="list-style-type: none"> ⑬避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携しても人員が不足する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 	M

②水防に関する事項

項目	東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	六ヶ所村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。		・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。 ・青森県防災HPIにより情報提供している。	消防本部から水防団(消防団)へ連絡 (課題) ・特になし	町水防本部より、中部上北広域事業組合消防本部、東北消防署、上北消防署、消防団長、消防団副団長、消防団各分団に連絡。 (課題) ・水位等の情報を得た時に、情報共有のあり方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただし中できかに正確に迅速にできるか。		(課題) ・水位等の情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・提供される情報が、専門的にならないよう注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有のあり方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・慌ただい中できかに正確に迅速にできるか。	N	
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所との合同巡視を実施。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	・出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所との合同巡視を実施。	・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	— (課題) ・特になし	各水防団の受け持ち区域(警戒すべき区域)があり、出動指令を受けて巡視し、その旨を水防管理者に報告する。 (課題) ・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。		(課題) ・巡視区域が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。 ・巡視のための必要な人員確保(消防団)。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理の徹底。	⑮巡視のために必要な人員確保が必要である。 ・巡視のための必要な人員確保(消防団等)では難しい。 ・巡視範囲が広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。 ⑯水防団の安全管理の徹底が必要である。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業には危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	O P
水防資機材の整備状況	・事務所、出張所、水防倉庫に水防資機材を備蓄。		・各地域整備部毎等に水防機材を備蓄	土のう袋350袋(内水はん濫用) (課題) ・特になし	上北地区水防倉庫、東北地区水防倉庫にスコップ、ビニール袋・麻袋等を配備。 (課題) ・更なる資機材の整備、充実が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。		(課題) ・ライフジャケットなど、整備の充実が必要。(現在村では各分団全員分の整備はなし) ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	⑰現在の備蓄では不完全なため、水防資機材の整備・充実が必要である。 ・ライフジャケットなど、整備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し、見直ししていく必要がある。	Q
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応				(課題) ・特になし。(市庁舎は浸水想定区域外に位置しているため)	・本庁舎に災害対策本部を設置して対応する(浸水想定区域外) ・庁舎は浸水範囲以外に位置しているため、課題になることはないと思われる。		・位置ときには安全な位置にあるので、課題になることはないと思われる。	特になし	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	六ヶ所村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・出水時には津花川・流川排水施設の操作、H18には東北町の要請により排水ポンプ車等による排水作業を実施。			(課題) ・特になし	北谷地排水機場、南谷地排水機場は土地改良区が管轄。		(課題) 洪水、浸水時における専用の排水ポンプ(大型)の整備。	⑱決壊を伴う大規模氾濫時における排水機場、樋門等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ⑳洪水、浸水時における専用の排水ポンプ(大型)の整備	R S

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	六ヶ所村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・直轄管理区間の堤防整備においては、平成26年3月に完了している。 (課題) ・指定区間においては、計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。		・指定区間である七戸川(高瀬川)について、広域河川改修事業を推進している。					⑳指定区間においては、計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。	T

〇概ね5年で実施する取組

別紙-2

具体的な取組の柱 事項	課題の 対応	目標時期	実施する機関						地域住民
			東北地整	気象台	青森県	三沢市	東北町	七戸町	
1)ハード対策の主な取組									
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策									
<高瀬川:指定区間> ・七戸川(高瀬川)の堤防整備	T	H28年度～			○				
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備を行う	K	H28年度					○		
2)ソフト対策の主な取組 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションのための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
・想定最大規模も含めた浸水想定区域図及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	直轄: H28年5月31日 指定: H29～30年度	○	○				活用	
・洪水予報文の改良	B	H28年度	○	○				活用	
・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施	C	H28年度～	○	○	○	○	○	参加	
・隣接する市町村との避難計画の策定	G・H	H28年度～	○			○	○	○	
・隣接する市町村への避難を考慮したハザードマップの作成・周知	G・H	H28年度～	○				○	○	
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	G・H	H28年度～	○				○	○	
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	B	H28年度		○				活用	
・リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信及び連絡網の整備	K	H28年度～			○			活用	
情報収集・共有体制の構築	D	H28年度～	○	○	○	○	○	○	
避難勧告・情報伝達時における外国人への対応	E	H28年度～				○	○	○	
基準を運用していくための定期的な訓練	F	H28年度～	○	○	○	○	○	○	
情報伝達を運用する方法や人員整備	I	H28年度～	○		○	○	○	○	
住家のない区域での一時居住者・事業所等への情報伝達	J	H28年度～ H31年度				○	○	○	
災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制の確立	L	H28年度～ H31年度				○	○	○	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組									
・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	D	H27年度～	○			○	○	○	
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	K・M	H28年度～	○			○	○	○	
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	M	H28年度～	○		○	○	○	○	
・学校教育現場における水防災教育の実施を検討	M	H28年度～	○	○	○	○	○	○	
・教員を対象とした講習会の実施	M	H28年度～	○	○	○	○	○	○	
・水防災に関する説明会の開催	M	H28年度～	○	○	○	○	○	○	
2)ソフト対策の主な取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化のための取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組									
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	N	H28年度～					○	○	
・水防団同士の連絡体制の確保	N	H28年度～					○	○	
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	K・N P	H28.6～ 毎年実施	○	○	○	○	○	○	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	P	H28年度～ 毎年実施	○	○	○	○	○	○	
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O	H28年度～				○	○	○	
・地域の建設業者による水防実施体制の検討・構築	O	H28年度～				○	○	○	
・水防資機材の整備・充実	Q	H28年度～	○		○	○	○	○	
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組									
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	L	H29年度～					○	○	
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組									
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組									
・排水機場・樋門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R・S	H28年度～	○		○		○	○	

〇概ね5年で実施する取組(2)

項目	事項	内容	課題の対応	東北地整		気象台		青森県		三沢市		東北町		七戸町		六ヶ所村			
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
2)ソフト対策の主な取組 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションのための取組																			
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																			
		・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	D	・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	H27年度～					・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	H28年度～	・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	H27年度～	・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	H29年度～	・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施	H27年度～		
		・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	K・M	・問い合わせ窓口を設置する	H28年度～		・問い合わせ窓口を設置する	H28年度～	・問い合わせ窓口を設置する	H28年度～	・問い合わせ窓口を設置する	H28年度～	・問い合わせ窓口を設置する	H28年度～	・設置済み			継続実施	
		・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	M	・出前講座の開設	H28年度～		・出前講座等の要望に対し、積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	継続実施	・広報誌やホームページに水害に関する有益情報を掲載	H28年度～	・広報誌やホームページに水害に関する有益情報を掲載	H28年度～	・ホームページ等で、防災情報(水害関係含む)を発信	H28年度	・広報誌やホームページに水害に関する有益情報を掲載			H28年度～	
		・学校教育現場における水防災教育の実施を検討	M	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・要請があれば、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・関係機関と連携し検討していく	H29年度～	・関係機関と連携し検討していく	H28年度～	・実施を検討していく	H30年度	・関係機関と連携し検討していく	H29年度～		
		・教員を対象とした講習会の実施	M	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・要請があれば、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・実施を検討していく	H29年度～	・実施を検討していく	H28年度～	・実施を検討していく	H30年度	・実施を検討していく	H29年度～		
		・水防災に関する説明会の開催	M	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・市町村より要請があれば、出前講座等を積極的に進めていく	H28年度～	・実施を検討していく	H29年度～	・実施を検討する	H28年度～	・実施を検討する	H30年度～	・実施を検討する	H29年度～	・浸水想定エリア内の地区ごとに説明会を実施していく	
2)ソフト対策の主な取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動強化のための取組																			
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																			
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	N							・水防団等への連絡体制の再確認を行う	H28年度	・水防団が水防団を兼務しており、日頃の訓練や火災現場で行っている。	継続実施	・実施済み				継続実施	
		・水防団同士の連絡体制の確保	N							・連絡体制を確保する	H28年度～	・連絡体制を確保する	H28年度～	・実施済み				継続実施	
		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	K・N・P	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	H28.6～毎年実施	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	P	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	H28年度～毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加、支援	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系で行う水防訓練への参加及び関係水防管理団体に参加依頼をする。	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	H28年度～毎年実施	・高瀬川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	
		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	O							・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	H28年度～	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	H28年度～	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	H28年度～	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	H28年度～	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	
		・地域の建設業者による水防実施体制の検討・構築	O							・実施を検討する	H28年度～	・実施を検討する	H28年度～	・実施を検討する	H28年度～	・実施を検討する	H28年度～	・実施を検討する	
		・水防資機材の整備・充実	Q	・出水時等において、保管の水防資機材の貸与を行う ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H28年度～				・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の配備 ・出水時等において、保管の水防資機材の貸与を行う ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H28年度～	・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H29年度～	・水防団(消防団)へ資機材の充実にを図る ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H29年度～	・水防団(消防団)へ資機材の充実にを図る ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H29年度～	・水防団(消防団)へ資機材の充実にを図る ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する	H29年度～	・水防団(消防団)へ資機材の充実にを図る ・洪水予報・水防連絡会で関係機関の資材保有状況を共有する
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																			
		・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	L							・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に、水害も入れていただき訓練をしていただくよう支援していく	H29年度～	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に、水害も入れていただき訓練をしていただくよう支援していく	H30年度	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に、水害も入れていただき訓練をしていただくよう支援していく	H29年度～	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に、水害も入れていただき訓練をしていただくよう支援していく	H29年度～	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に、水害も入れていただき訓練をしていただくよう支援していく	
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組																			
■排水活動の強化に関する取組																			
		・排水機場・樋門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R・S	・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成への情報提供及び協力	H28年度～					・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成	H28年度～	・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成	H28年度～	・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成	H28年度～	・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成	H28年度～	・排水ポンプ車の設置箇所の選定まで行った排水計画(案)の作成	